

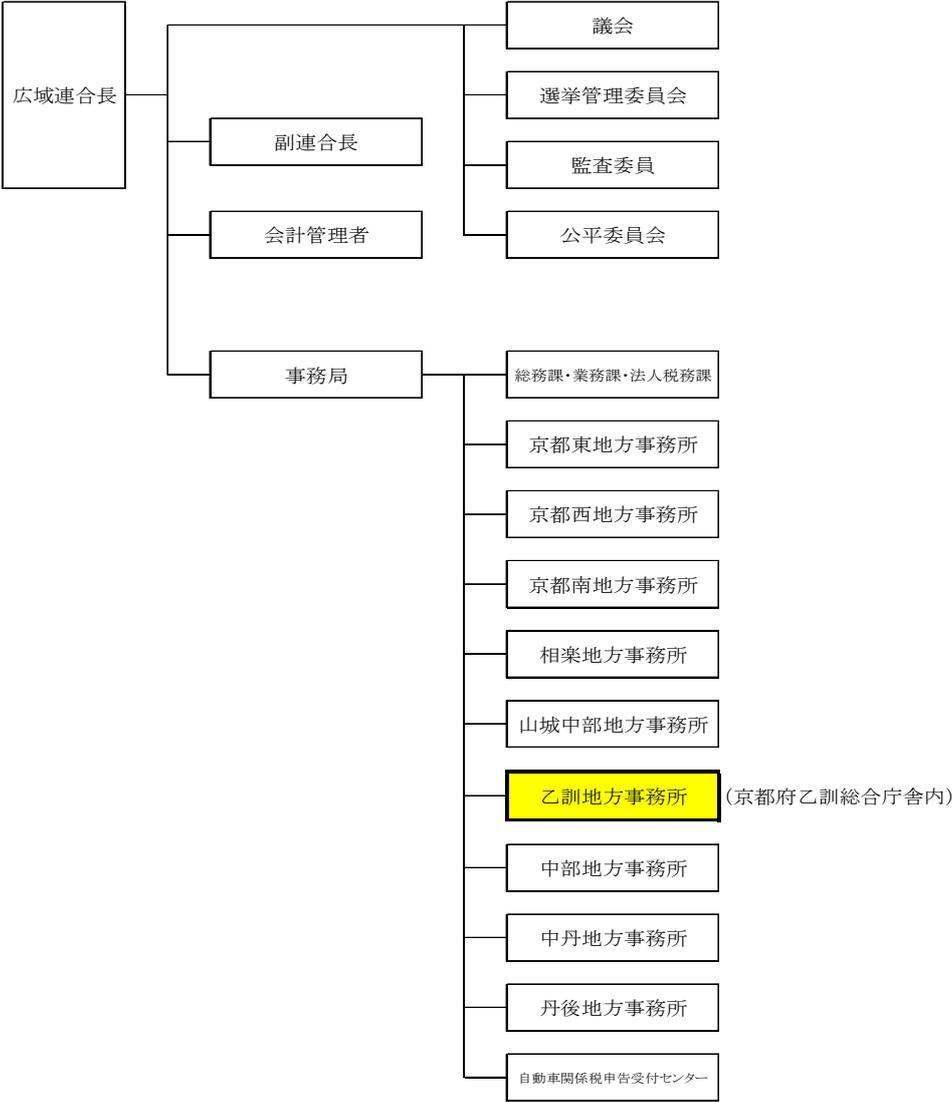
国民健康保険料滞納整理業務の京都地方税機構への移管について

1 京都地方税機構について

「京都地方税機構」は、京都府と府内25市町村（京都市を除く）の税業務を共同して行い、納税者の利便性向上を図りながら、より一層の公平・公正な税務行政の実現を目指す広域連合（特別地方公共団体）で、構成市町村から移管を受けた滞納案件について滞納整理を行っている。

京都地方税機構の構成市町村は、京都市を除く府内25市町村で、うち向日市、舞鶴市を除く23市町村が、現在、地方税に加え国民健康保険料（税）の滞納整理業務を移管している。

(図1) 京都地方税機構組織概要図



(表 1) 京都地方税機構職員構成

	京都府	構成市町村	合 計
事務局	34人	18人	52人
京都東地方事務所	16人	0人	16人
京都西地方事務所	16人	0人	16人
京都南地方事務所	17人	0人	17人
相楽地方事務所	3人	8人	11人
山城中部地方事務所	14人	30人	44人
乙訓地方事務所	5人	8人	13人
中部地方事務所	5人	15人	20人
中丹地方事務所	10人	10人	20人
丹後地方事務所	4人	7人	11人
自動車関係税申告受付センター	10人	0人	10人
合 計	134人	96人	230人

(表 2) 地方税と国民健康保険料（税）の移管年度一覧

移管開始年度	地方税	国民健康保険料（税）
平成22年度	全構成市町村	福知山市、宮津市、城陽市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
平成24年度	—	綾部市
平成26年度	—	南丹市
平成30年度	—	亀岡市、八幡市
令和2年度	—	宇治市
令和3年度	—	長岡京市

※未移管：向日市、舞鶴市

2 京都地方税機構への移管について（京都府の方針）

国民健康保険料滞納整理業務の京都地方税機構への移管については、令和6年度から11年度までを計画期間とする「京都府国民健康保険運営方針」において、「未移管の市町村については、積極的に移管を検討する」旨の記載がされることとなっており、京都府として統一的な方針のもと収入面の確保を図ることとしている。

3 向日市における滞納整理の現状

(表3) 向日市における保険料収納率

(単位:円)

年度	現年度				過年度				
	①調定額	②収納額	③居所不明	④収納率	⑤調定額	⑥収納額	⑦居所不明	⑧不納欠損	⑨収納率
21	1,260,343,900	1,157,475,300	-	91.84%	292,586,890	26,708,200	-	69,719,100	9.13%
22	1,209,556,600	1,105,695,060	-	91.41%	292,784,590	30,503,700	-	77,250,160	10.42%
23	1,215,925,700	1,111,466,440	-	91.41%	283,692,370	32,552,678	-	85,629,700	11.47%
24	1,197,706,200	1,109,387,100	1,720,500	92.76%	263,357,352	27,061,880	3,601,800	69,523,720	10.42%
25	1,169,197,200	1,090,236,060	1,496,000	93.37%	247,944,652	28,251,970	2,716,900	43,725,849	11.52%
26	1,131,755,900	1,064,231,850	1,424,000	94.15%	247,934,103	24,485,140	3,391,000	36,704,566	10.01%
27	1,094,899,300	1,040,346,435	1,266,900	95.13%	246,732,817	27,202,424	2,749,500	39,757,937	11.15%
28	1,061,833,200	1,016,810,760	1,595,000	95.90%	231,541,221	31,662,184	3,446,760	30,658,910	13.88%
29	1,062,347,700	1,020,541,629	1,626,900	96.21%	211,859,067	33,862,389	3,209,560	23,894,280	16.23%
30	1,062,820,800	1,026,036,293	2,467,910	96.76%	194,905,169	36,485,740	3,777,020	14,225,270	19.09%
元	1,070,846,500	1,031,798,344	838,900	96.43%	178,228,566	32,647,536	3,151,800	16,318,770	18.65%
2	1,039,352,600	998,050,415	368,200	96.06%	164,518,459	41,874,056	1,118,220	8,149,100	25.63%
3	981,325,800	938,481,264	298,200	95.66%	153,510,928	38,974,496	569,800	10,961,054	25.48%
4	916,593,700	875,957,788	0	95.57%	143,709,114	35,319,159	78,700	8,982,266	24.59%

※平成21年度から23年度までは居所不明の取り扱いなし
 ※収納額は還付未済を除く

(表4) 向日市における滞納世帯数、分割納付誓約件数及び徴収職員数の推移

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
滞納世帯数	1,449 世帯	1,239 世帯	996 世帯	647 世帯
滞納繰越額	246,732,817 円	231,541,221 円	211,859,067 円	194,905,169 円
分納誓約件数	869 件	908 件	827 件	758 件
不納欠損額	39,757,937 円	30,658,910 円	23,894,280 円	14,225,270 円
徴収職員数	1 人	1 人	1 人	1 人

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
滞納世帯数	595 世帯	585 世帯	539 世帯	503 世帯
滞納繰越額	178,228,566 円	164,518,459 円	153,510,928 円	143,709,114 円
分納誓約件数	720 件	693 件	580 件	667 件
不納欠損額	16,318,770 円	8,149,100 円	10,961,054 円	8,982,266 円
徴収職員数	1 人	1 人	1 人	1 人

【参 考】

(現年度分)

	R1	R2	R3	R4
京都市	94.56%	95.72%	96.15%	96.02%
福知山市	94.45%	96.26%	96.20%	96.08%
舞鶴市	95.54%	96.50%	97.02%	96.85%
綾部市	96.57%	96.81%	97.61%	97.52%
宇治市	93.45%	95.11%	96.18%	95.54%
宮津市	96.13%	96.36%	96.84%	96.97%
亀岡市	94.89%	95.59%	95.88%	95.67%
城陽市	94.90%	95.65%	95.67%	96.08%
向日市	96.43%	96.06%	95.66%	95.57%
長岡京市	95.95%	97.03%	97.48%	97.16%
八幡市	93.01%	93.75%	94.59%	94.19%
京田辺市	96.33%	96.98%	97.02%	96.54%
京丹後市	95.96%	96.29%	97.14%	96.92%
南丹市	95.43%	95.76%	95.93%	95.64%
木津川市	96.58%	96.70%	97.09%	96.59%
大山崎町	97.37%	97.34%	97.80%	公表前
久御山町	94.29%	94.72%	95.07%	公表前
井手町	92.51%	93.25%	94.50%	公表前
宇治田原町	95.91%	96.66%	96.78%	公表前
笠置町	94.71%	95.27%	96.66%	公表前
和束町	95.73%	95.99%	96.79%	公表前
精華町	97.38%	97.97%	97.95%	公表前
南山城村	96.95%	98.99%	97.13%	公表前
伊根町	98.16%	98.97%	98.56%	公表前
京丹波町	97.19%	96.80%	96.59%	公表前
与謝野町	96.18%	97.01%	97.50%	公表前

(滞納繰越分)

	R1	R2	R3	R4
	36.45%	41.25%	39.19%	公表前
	30.78%	38.13%	38.10%	公表前
	37.02%	38.58%	38.07%	公表前
	35.66%	37.30%	38.74%	公表前
	18.20%	23.86%	25.17%	公表前
	22.15%	22.34%	26.22%	公表前
	42.28%	38.73%	36.80%	公表前
	28.30%	27.43%	31.27%	公表前
	18.65%	25.63%	25.48%	24.59%
	19.04%	26.27%	40.17%	公表前
	31.48%	35.20%	35.52%	公表前
	27.01%	29.24%	29.28%	公表前
	25.97%	26.89%	26.39%	公表前
	28.65%	30.33%	24.94%	公表前
	33.08%	33.53%	32.57%	公表前
	40.74%	27.46%	31.69%	公表前
	29.49%	28.56%	30.07%	公表前
	10.28%	14.95%	9.28%	公表前
	25.78%	29.40%	27.49%	公表前
	35.14%	36.10%	49.66%	公表前
	25.17%	27.61%	33.31%	公表前
	33.07%	31.14%	32.08%	公表前
	30.59%	13.89%	17.49%	公表前
	35.53%	55.05%	33.55%	公表前
	25.58%	26.26%	24.90%	公表前
	25.33%	25.38%	23.50%	公表前

4 移管に係る費用について

国民健康保険料滞納整理業務の京都地方税機構への移管に際しては、大きく「移管までに要する費用」と「移管後に恒常的に支出する費用」に分けられる。

「移管までに要する費用」は、京都地方税機構において運用する電算システムとの連携を図るための本市の基幹業務支援システムの改修及び連携テストに係る経費であり、「移管後に恒常的に支出する費用」は、京都地方税機構への事務経費負担金である。

また、これらの経費とは別に、職員派遣が求められると聞いており、現在本市が移管している税業務に係る派遣人数4人に加え、国保料滞納整理業務に係る追加の職員派遣が見込まれる。